

<表 1> 各国における具体的な開示内容の概要

<p>米 国</p>	<p>銀行監督当局へ報告する Call Report 及び上場銀行等の場合には証券取引委員会 (SEC) に提出する報告書を開示。 SEC 規定により開示が求められる項目は以下の通り 未収利息不計上貸出 期日経過後 90 日以上元本及び利息が延滞している貸出 利息の引下げ、貸出期間の延長、元本の削減、金利の減免などを実施した条件緩和債権 上記のほか、潜在問題貸出 (上記 ~ には該当しないが、銀行が返済能力に著しい懸念があると判断した債務者に対する貸出で、将来的に ~ となる可能性の高い貸出) 等も開示が求められている。一般的には、 ~ を不良債権としている。Call Report においては、上記 ~ のほか、期日経過後 30 - 89 日の延滞債権も開示されているが、上記の ~ 及び ~ を“non-current”貸出として不良債権として取り扱うことが多い。 債務者区分と開示区分との関係は、日本ほど明確には規定されておらず、貸倒引当金と開示区分との関係も明確ではない。</p>
<p>英 国</p>	<p>不良債権の開示に関する規則はなく、各銀行の報告書等において開示される不良債権の内容も異なる。ただし、米国に上場している大手銀行等は、米国 SEC 基準に基づき開示。</p>
<p>ド イ ッ</p>	<p>不良債権の開示に関する規則はなく、多くの銀行は貸倒引当金総額等の開示にとどまる。ただし、米国に上場している大手銀行等は、米国 SEC 基準に基づき開示。</p>
<p>フ ラ ン ス</p>	<p>2002 年 12 月に新設された開示規則に基づき開示。(従来は拘束力のない勧告に基づく開示) 各銀行の自己査定の結果を踏まえ、不良債権とされる以下の貸出総額が各銀行による開示対象。 3 ヶ月以上利息又は元本返済が延滞している貸出 (ただし、不動産向けは 6 ヶ月以上、地方公共団体向けは 9 ヶ月以上) 貸出の全額又は一部の回収ができないと判断された貸出 破産など支払に関して法的な措置が講じられている貸出 (注) 条件緩和債権は、いわゆる不良債権として開示していない。</p>
<p>韓 国</p>	<p>法令により開示義務を定め、具体的開示項目等は全国銀行連合会長が定める「金融業経営統一開示基準」に従う。 通貨危機後に金融監督院が定めた「資産健全性分類基準」に従い、各銀行は資産を次の 5 段階に分類。このうち、「固定以下与信」(下記 ~) 及び「無収益与信」(「固定以下与信」から利払いが行われた与信を控除) の額が開示対象。 正常 要注意 (「1 月以上 90 日未満延滞」又は「将来、債務償還能力の低下を招くような潜在的要因が存在」) 固定 (「90 日以上の延滞のうち回収予想価額該当部分」又は「債務償還能力の低下を招く要因が顕在化し、債権回収に相当な危険が発生」) 回収疑問 (「90 日以上 12 月未満の延滞のうち回収予想価額超過部分」又は「債務償還能力が顕著に悪化して債権回収に深刻な危険が発生」) 推定損失 (「12 月以上延滞のうち回収予想価額超過部分」又は「回収不能が確実で、損失処理が避けられない」)</p>